

ARIBから  
のお知らせ

---

ARIB電波利用技術セミナー  
開催のお知らせ

2003年12月に開始された地上デジタルテレビジョン放送は、三大広域圏での増力や県域局における放送の開始により、順調に受信エリアの拡大が図られるなかで、HDTV放送やデータ放送などの新たなサービスを提供し、好評を得ています。

さらに、地上デジタルテレビジョン放送の1セグメントを用いた携帯端末向け放送（通称「1セグメント放送」）についても、2006年春に予定されているサービス開始に向けて、関連する標準規格の改定が行われ、また、「地上デジタルテレビジョン放送運用規定」（ARIB技術資料TR-B14）にその運用規定が追加されました。

この機会に当会は、社団法人地上デジタル放送推進協会（D-PA）のご協力を得て、放送事業者、無線機器製造事業者等の実務担当者の方々を対象として、次によりARIB電波利用技術セミナーを開催することといたしました。

会員の皆様には、ぜひご参加下さいますようお願い申し上げます。

- 1 日時： 平成17年4月7日（木） 午前10時から午後5時まで
- 2 場所： 東海大学校友会館 阿蘇の間（霞が関ビル33階）
- 3 題名： 「地上デジタルテレビジョン放送の1セグメントを用いた携帯端末向け放送」について
- 4 内容： (1) 「地上デジタルテレビジョン放送の1セグメントを用いた携帯端末向け放送」の概要  
位置づけ、運用規定のポイント、サービス、スケジュールなど  
(2) 「地上デジタルテレビジョン放送の1セグメントを用いた携帯端末向け放送」に関する標準規格及び運用規定
- 5 講師： 社団法人地上デジタル放送推進協会（D-PA）メンバー等



現在、人体内に植え込まれた心臓ペースメーカー等の医療用機器については、磁気結合方式を用いてペーシングのプログラム変更や病状データ等のデータ伝送を行っているところであるが、治療時間の短縮、患者の安全の確保及び負担軽減を図るため、通信速度の向上を可能とする無線通信方式の導入が求められている。

こうした経緯を踏まえ、平成16年10月から情報通信審議会情報通信技術分科会において「体内植込型医療用データ伝送システムの技術的条件」について審議が進められており、このたび一部答申が取りまとめられた。

## 2 一部答申の概要

体内植込型医療用データ伝送システムの技術的条件は、諸外国の規定との整合を図り、(2)の表のとおりとすることが適当とされた。

### (1) システムの定義

体内植込型医療用データ伝送システムは、体内に植え込まれ、又は一時的に留置された医療用無線装置（以下「インプラント無線装置」という。）とインプラント無線装置の制御を行う外部の医療用無線装置（以下「プログラマ無線装置」という。）との間で電波を利用して生体信号及び装置の機能の始動、変更又は終始させることを目的とする信号等のデータ伝送を行うシステムをいう。

### (2) 無線設備の主な技術的条件

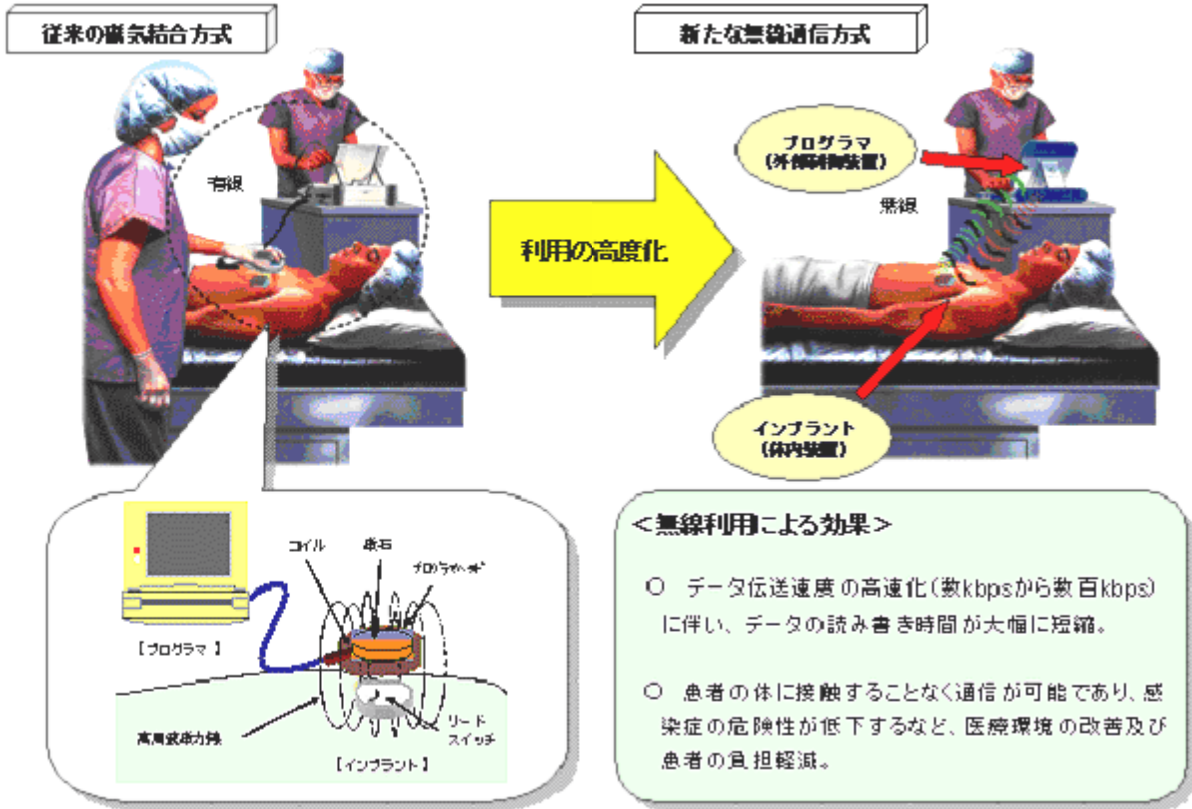
	無線設備の主な技術的条件
使用周波数	402MHzから405MHzまで（二次業務 注1）
通信方式	単信方式、単向方式又は復信方式
電波の型式	A1D、F1D、G1D
占有周波数帯幅	300kHz以下
周波数の許容偏差	$\pm 100 \times 10^{-6}$
空中線電力	25 $\mu$ W以下（EIRP） 注2
空中線電力の許容偏差	上限20%、下限50%
空中線	規定しない

<p>不要発射の強度</p>	<p>1) 帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値中心周波数から<math>\pm 150\text{kHz}</math>外側の帯域において、<math>250\text{nW}</math>以下 (EIRP) 注2</p> <p>2) 参照帯域幅</p> <table border="1" data-bbox="576 367 1171 676"> <thead> <tr> <th>不要発射の周波数</th> <th>参照帯域幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9kHzを超え150kHz以下</td> <td>1kHz</td> </tr> <tr> <td>150kHzを超え30MHz以下</td> <td>10kHz</td> </tr> <tr> <td>30MHzを超え1GHz以下</td> <td>100kHz</td> </tr> <tr> <td>1GHzを超えるもの</td> <td>1MHz</td> </tr> </tbody> </table>	不要発射の周波数	参照帯域幅	9kHzを超え150kHz以下	1kHz	150kHzを超え30MHz以下	10kHz	30MHzを超え1GHz以下	100kHz	1GHzを超えるもの	1MHz
不要発射の周波数	参照帯域幅										
9kHzを超え150kHz以下	1kHz										
150kHzを超え30MHz以下	10kHz										
30MHzを超え1GHz以下	100kHz										
1GHzを超えるもの	1MHz										
<p>混信防止機能</p>	<p>プログラマ無線装置は、発射する電波を事前にモニタリングを行うキャリアセンス機能を備え付けることとする。なお、インプラント無線装置については、キャリアセンス機能の備付けは不要とする。</p>										

注1： 一次業務である気象援助業務の無線局へ干渉を与えず、かつ、これらの無線局からの干渉を容認する。

注2： インプラント無線装置については、体表面から輻射される値として規律。

# 体内植込型医療用データ伝送システムの概要



アナログ周波数変更対策の3月における対策開始地域  
及びこれまでの進捗状況  
全体の50%を終了

地上デジタル放送用の周波数を確保するためのアナログ周波数変更対策（受信対策）は、平成15年2月から対策を開始していますが、これまで計画に沿って順調に進捗した結果、本年2月までの間に338地域の対策に着手し、約214万世帯（全体の約50%）の対策を終了しました。

また、平成17年3月中に受信対策を開始する地域は、15地域、約6万7千世帯です。

なお詳細は、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/050225\\_6.html](http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/050225_6.html)) をご覧下さい。